

平成27年3月10日

中国工業株式会社 一般事業主行動計画（第3回）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のよう行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日 ～ 平成32年3月31日

2. 内 容

目標1 平成32年3月末日までに、看護休暇・介護休暇（1年間につき5日）を半日単位で取得できるようにする。

<対策>

- ・平成27年 4月～ 内容の検討と立案
- ・平成28年 4月～ 労働組合と協議
- ・平成29年 3月～ 社内規程の改定
- ・平成29年 4月～ 制度導入及び社員への周知

目標2 平成32年3月末日までに、育児短時間勤務の対象を「3歳に満たない子を養育する社員」から「小学校就学前の子を養育する社員」に拡大する。

<対策>

- ・平成29年 4月～ 内容の検討と立案
- ・平成30年 4月～ 労働組合と協議
- ・平成31年 3月～ 社内規程の改定
- ・平成31年 4月～ 制度導入及び社員への周知

目標3 平成32年3月末日までに、育児のための時間外労働時間の免除対象を「3歳に満たない子を養育する社員」から「小学校就学前の子を養育する社員」に拡大する。

<対策>

- ・平成29年 4月～ 内容の検討と立案
- ・平成30年 4月～ 労働組合と協議
- ・平成31年 3月～ 社内規程の改定
- ・平成31年 4月～ 制度導入及び社員への周知

以上